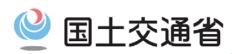
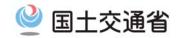
多治見税務署

説明資料

平成24年12月21日 中部地方整備局営繕部





目 次

1.	事業概要	 Р	1
٦.	争美概安	 Р	

- 2. 事業計画の必要性 ****** P 4
- 3. 事業計画の合理性 P 6
- 4. 事業計画の効果 ******* P 8
- 5. 事業実施による環境の変化 •••• P14
- 6. 社会経済情勢の変化 ****** P14
- 7. 今後の事後評価の必要性 ···· P14
- 8. 改善措置の必要性 ****** P15
- 9. 対応方針(原案) ••••• P15



1. 事業概要

施設概要

建設地 岐阜県多治見市白山町1丁目29番地の1

敷地面積 2,400 ㎡

構造規模 鉄筋コンクリート造、地上 3階

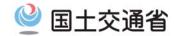
延床面積 約 2,907 m

工事期間 平成20年5月~平成22年3月

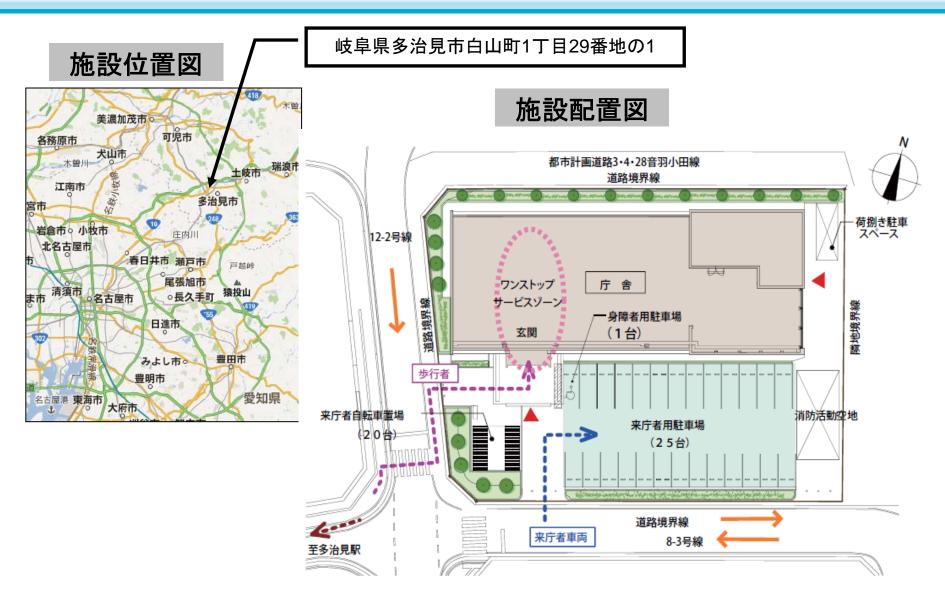
総事業費 約 6.4億円

入居官署 多治見税務署





1. 事業概要

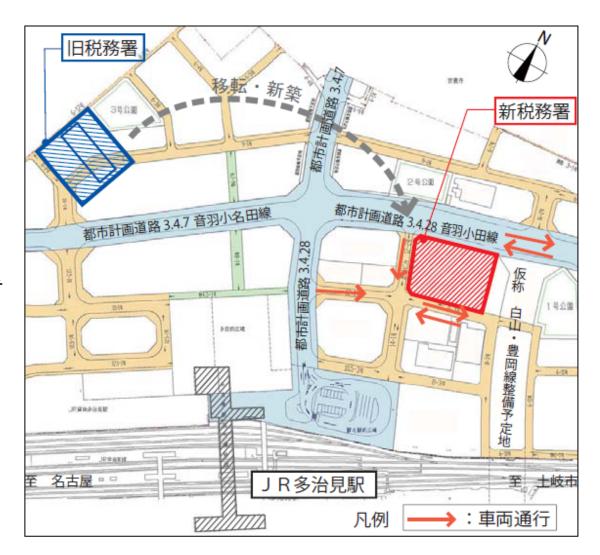


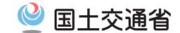


1. 事業概要

多治見税務署の旧敷地は多治見駅北 土地区画整理事業の施行地内にあり、 平成16年2月に仮換地の指定を受けて いる。旧敷地周辺では既存家屋の移転、 再配置が行われ、周辺街路等の整備も 進められていることから早急に移転する 必要があった。

また、旧庁舎は昭和45年築であり、老 朽化、職員数の増大による狭隘、施設 の不備などが進んでいる事から、納税者 サービスに悪影響を及ぼしているところ であった。



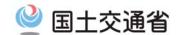


2. 事業計画の必要性

多治見税務署に関する事業計画の必要性の評価

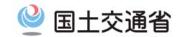
計画理由	評価の根拠	新規採択時評点	今回 評点	評点	備考
老朽	現存率61%	80	80	8	従要素(評点 ×0.1)
狭あい	面積率0.61	70	70	7	従要素(評点 ×0.1)
借地返還		0	0	0	
分散		0	0	0	
都市計画の関係	多治見駅北土地区画整理事業施行地内	90	90	90	主要素
立地条件の不良		0	0	0	
施設の不備	書庫等の不足、設備機器の老朽化のため業務 の遂行に支障を来している	60	60	6	従要素(評点 ×0.1)
衛生条件の不良		0	0	0	
合同庁舎計画		0	0	0	
特定国有財産整備計画		0	0	0	
評 点				111	≧100

「事業計画の必要性」は、新規採択時から変化なし



2. 事業計画の必要性 (事業計画の必要性に関する指標)

計画理由	内容·評点	100	90	80	70	60	50	40
老朽	木造	保安度2, 500以 下	3, 000以下	3, 500以下	4, 000以下	4, 500以下	5, 000以下	6, 000以下
七 竹	非木造	現存率50%以下又は経年、 被災等により構造体力が著 しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下同左	70%以下同左	80%以下同左			
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0. 55以下	0. 60以下	0. 65以下	0. 7以下	0. 75以下	0. 8以下
借用返還	立ち退き要求がある場合		借用期限が切れ即刻立 退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還 すべきもの	
111111111111111111111111111111111111111	返還すべき場合、関係団 体より借り上げの場合又 は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還 すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡 困難			2ヶ所以上に分散、相互 距離が1km以上で(同 一敷地外)、業務上著し く支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互 距離が300m以上で(同 一敷地外)、業務上非常 に支障があるもの		同一敷地内に分散、業 務上支障があるもの
都市計画の 関係	街路公園及び区画整 理等都市計画事業施 行地	周囲が区画整理等施行 済みで当該施行分だけ が残っているもの	区画整理等が施行 中で早く立ち退かな いと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済 みであるもの(年度別決定 済み)			区画整理等が計画決定 済みであるもの
	地域性上の不適			都市計画的に見て、地域制 上著しい障害があるもの又 は防火地区若しくは準防火 地域にある木造建築で防火 度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性 上障害のあるもの又は防火 地区若しくは準防火地区に ある木造建物で防火度70点 以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの
立地条件 の不良	位置の不良			位置が不適当で業務上非常 な支障を来しているもの又は 公衆に非常に不便を及ぼし てるもの		位置が不適当で業務上支障 を来しているもの又は公衆に 不便を及ぼしてるもの		位置が不適当で業務上又は 環境上好ましくないもの
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は 排水不良で維持管理が 不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は 排水不良等で維持管理 上好ましくないもの
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務 の遂行が著しく困難なも の		施設が不備のため業務 遂行が困難なもの		施設が不備のため 業務の遂行に支障 を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の 利用上著しく支障があるもの
衛生条件の 不良	採光、換気不良			法令による基準よりはる かに低いもの		法令による基準より相 当低いもの		法令による基準以下
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき 整備が必要なもの、国有財 産の有効活用の観点から整 備が必要なもの						
評点	最も評点の高い計画理由を主理由、その他の計画理由を従理由とし、次の計算式により算定 『評点=(主理由の評点+(従理由の評点)X0.1+(加算点※)』 → <u>事業計画の必要性がある(100点以上)ことを確認</u> ※合同庁舎の場合10点、特定国有財産整備計画に基づく計画の場合10点をそれぞれ加算する							



3. 事業計画の合理性

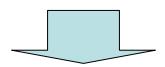
多治見税務署に関する事業計画の合理性の評価

【代替案1】 増築及び既存庁舎の改修

今回の事業は、土地区画整理事業による移転に伴う 建替えであり、現地での増築及び既存庁舎の改修は できない。

【代替案2】 民間賃貸ビルへの入居

多治見市内に、必要事務室面積(約2,000㎡)を満足する賃貸物件が存在しない。また、近隣に、本税務署が入居できる公共施設(合同庁舎等)は存在しない。



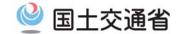
他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価



3. 事業計画の合理性 (事業計画の合理性に関する指標)

評点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
O点	上記のいずれにも当てはまらない。

※事業の合理性については、評点が上記100点の条件に当てはまらない場合は、0点となる。

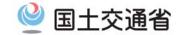


4. 事業計画の効果 (事業の効果の発現状況)

分類	評価項目		新規採択時評価		事後評価
	用地の取得・借用(B1)	1.0	必要な期間の用地の利用が担保 されている。	1.0	同左(現在仮換地となっている)
	災害防止·環境保全(B1)	1.0	自然的条件からみて災害防止・環 境保全上支障がない。	1.0	同左
│ │ 位置	アクセスの確保(B1)	1.1	施設へのアクセスは良好	1.1	同左
	都市計画その他の土地利用に 関する計画との整合性(B1)	1.0	都市計画その他の土地利用に関 する計画と整合している。	1.0	同左
	敷地形状等(B1)	1.0	敷地全体が有効に利用されており、 安全・円滑に敷地への出入りがで きる。	1.0	同左
+8+#	 建築物の規模(B1)	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模と なっている。	1.0	同左
規模	敷地の規模(B1)	1.0	建築物の規模及び業務内容に応 じ、適切な規模となっている。	1.0	同左
	機能性(業務を行うための基本 機能に該当する部分)(B1)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適 切に確保される見込みである。	1.0	同左
構造	社会性、環境保全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該 当する部分)(B2)及び耐用性・ 保全性	1.1	施策に基づく機能が付加されてい る。	1.1	同左
	評点		≧100	121	≧100

※各項目ごとに、事業の現状に最も近い記載内容の欄を選択し、その係数(1.1~0.5)をすべて掛け合わせ100倍した数値を「事業計画の効果の評点」とする。

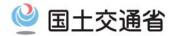
「事業計画の効果」は、新規採択時から変化なし



4. 事業計画の効果 (事後評価時)

分	評価項目				評価	ī		
分類			1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
		用地の取得・借用	(新規取得か否かを問わず)国有地に建設されている	必要な期間の用地の利 用(借用を含む)が担保 されている。			用地の取得上、借用 上の問題があるが、 その問題は解消され る見込みがある。	用地の取得上、借用上 の問題があり、その問 題が解消される見込み がない。
		災害防止•環境保 全	自然的条件からみて 災害防止・環境保全上 良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支 障がない。		自然的条件から みて災害防止・環 境保全上軽微な 支障がある。		自然的条件からみて災 害防止、環境保全上重 大な支障がある。
位 置	В 1	アクセスの確保	施設へのアクセスは良 好である。	施設へのアクセスに支 障はない。	施設へのアクセスに軽 微な支障がある。			施設へのアクセスに重 大な支障がある。
		都市計画その他の 土地利用に関する 計画との整合性		都市計画その他の土地 利用に関する計画と整 合している。	都市計画その他の土地 利用に関する計画と整 合していないが、整合す る見込みがある。			都市計画その他の土地 利用に関する計画と整 合しておらず、整合する 見込みがない。
		敷地形状等		敷地全体が有効に利用 されており、安全・円滑 に敷地への出入りがで きる。		敷地の一部が有 効に利用できな い。	敷地への安全・円滑 な出入りに軽微な問 題がある。	敷地の有効利用または 敷地への安全・円滑な 出入りに重大な問題が ある。
規	В	建築物の規模		業務内容等に応じ、適 切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な 規模となっている。		業務内容等に対し、著し く不適切な規模となって いる。
	1	敷地の規模		建築物の規模及び業務 内容に応じ、適切な規 模となっている。	建築物の規模及び業務 内容に対し、やや不適 切な規模となっている。 (駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務 内容に対し、著しく不適 切な規模となっている。
+#	B 1	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び 機能が適切に確保され ている。		執務に必要な空 間及び機能が適 切に確保されて いない。		執務に必要な空間及び 機能が確保されていな い。
措造	B 2	社会性、環境保全性、機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)及び耐用・保全性	施策に基づく機能が付加されている。(別表においてA又はBに該当する項目があり、かつDに該当する項目がない。)※	法令等に基づく標準的な性能が適切に確保されている。(別表において、全項目がCに該当する。)				法令等に基づく標準的な性能が適切に確保されてない。(別表において、Dに該当する項目がある。)

※各項目ごとに、事業の現状に最も近い記載内容の欄を選択し、その係数(1.1~0.5)をすべて掛け合わせ100倍した数値を「事業計画の効果の評点」とする。 — 9 —

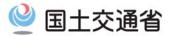


4. 事業計画の効果 (事業の効果の発現状況)付加機能(B2)の確認

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がなされている
	地域性	В	充実した取組がなされている
	10线注	၂	一般的な取組がなされている
社会性		D	一般的な取組がなされていない
1 11		Α	特に充実した取組がなされている
	早知州	В	充実した取組がなされている
	景観性 	၂	一般的な取組がなされている
		D	一般的な取組がなされていない
		Α	特に充実した取組がなされている
理拉尔人州	四块但人类	(n)	十分に環境負荷の低減化が図られている
│ 環境保全性 │	環境保全性 	С	一般的な環境負荷の低減化が図られている
		D	一般的な環境負荷の低減化が図られていない



評価項目	政策	政策への取組				
環境 保全性	①自然エネルキー利用のための特別な対策 ②水資源の有効活用(雨水利用設備) ③エネルキー・資源の有効利用 ④熱負荷軽減のための対策	・太陽光発電(施策に基づく取組)・トイレ洗浄水に利用(施策に基づく取組)・高効率空調機、全熱交換機、節水機具の使用・高性能複層ガラスの使用				



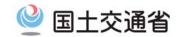
4. 事業計画の効果 (事業の効果の発現状況)付加機能(B2)の確認

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	「高度なバリアフリー化」が行われている
	ユニバーサル	В	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている
	デザイン(建築物内)	С	法令規定に基づき整備されている
		D	法令規定に基づく整備がなされていない
機能性		А	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている
	D+ <<< h4	В	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている
	防災性 	(°)	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている
		D	総合耐震計画基準に基づいた取組が行われていない など、防災に関する一般的な取組がなされていない
		Α	特に充実した取組がなされている
۸∆ ; ↑ ۳۳	되묘 / 이 스 / 사	В	充実した取組がなされている
経済性	耐用∙保全性 	C	一般的な取組がなされている
		D	一般的な取組がなされていない

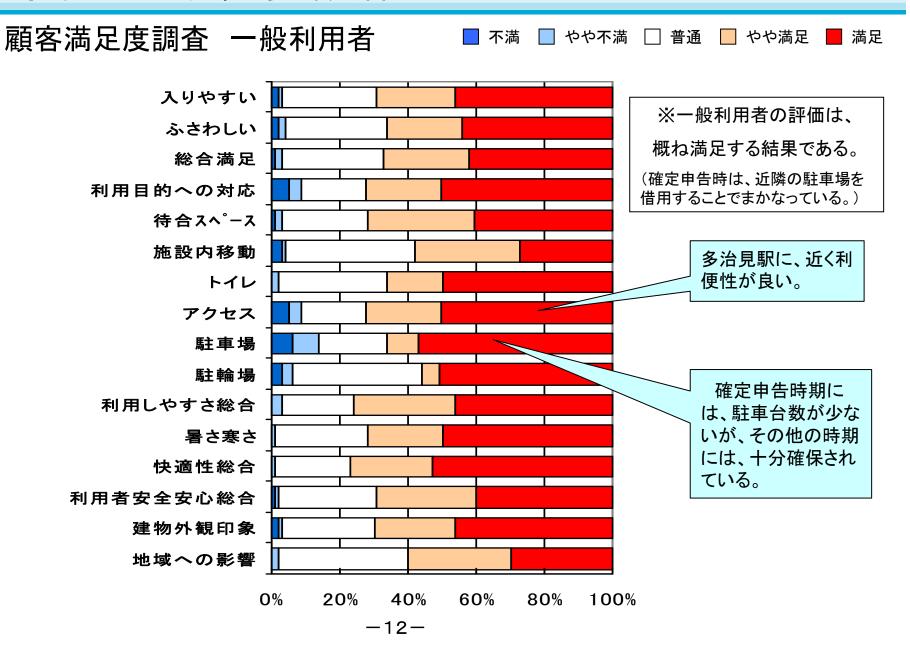


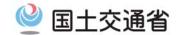
多目的便所

評価項目	政策への取組		
ユニバーサ ルデザイン	①「建築物移動等円滑化誘導基準」	各階に多目的便所を設置。	



4. 事業計画の効果 参考資料

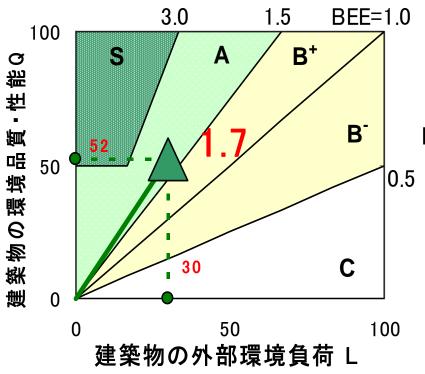




4. 事業計画の効果 参考資料

CASBEE(建築環境総合性能評価システム)

(Comprehensive Assessment System Built Environment Efficiency)

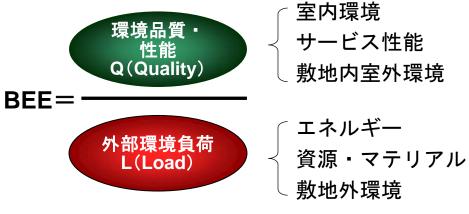


S :素晴らしい A :大変良い

B⁺ :良い

B⁻: やや劣る

C:劣る



BEE= 建築物の環境品質・性能 Q 建築物の外部環境負荷 L
$$= \frac{25 \times (S_Q - 1)}{25 \times (5 - S_{LR})}$$
$$= \frac{52}{30} = 1.7$$

5. 事業実施による環境の変化

環境保全性及びCASBEE評価の結果から、周囲の環境に及ぼす影響は少なく、特に問題はないと考えられる。また、土地区画整理事業の推進が図られている。

6. 社会経済情勢の変化

本事業の、事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は、特にないと考えられる。

7. 今後の事後評価の必要性

- ・事業計画の必要性については、新規採択時と変化はない。
- ・事業計画の合理性は、他の案では事業案と同等の性能を確保できない。
- ・事業の効果は、十分発現されている。

以上より、再度の事後評価の必要性はない。



8. 改善措置の必要性

事業計画の効果は、十分に発現していると考えられるため、改善措置の必要性はない。

9. 対応方針(原案)

多治見税務署における、今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性はない。